

福島原子力災害復興交付金交付要綱

平成 27 年 3 月 4 日

(通則)

第 1 条 福島原子力災害復興交付金（以下「交付金」という。）の交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号。以下「適正化法施行令」という。）その他の法令及び関連通知のほか、この要綱に定めるところにより行うものとする。

(目的)

第 2 条 交付金は、福島県（以下「県」という。）に交付金を原資とした基金（以下「基金」という。）を造成し、基金の適正かつ効率的な運用を図るとともに、基金を活用することにより県及び県から補助を受けた福島県内の市町村等が中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進めるための事業（以下「福島原子力災害復興交付金事業」という。）を実施することを目的とする。

(交付の対象)

第 3 条 内閣総理大臣は、県に対し、必要と認めるときは、予算の範囲内において、福島原子力災害復興交付金事業を実施するための基金の造成に必要な経費の全部又は一部に充てるための交付金を交付するものとする。

(福島原子力災害復興交付金事業の対象)

第 4 条 福島原子力災害復興交付金事業の対象となる事業は、県及び県から補助を受けた福島県内の市町村等が実施するものであって、次の各号に掲げるものとする。

- 一 被災地域における帰還・再生推進事業（東京電力福島第一原子力発電所の事故（以下「原発事故」という。）に伴う避難指示等により住民が避難し、地域の再生に支障が生じていると認められる 12 市町村（田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楢葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村をいう。）で実施する事業に限る。）
- （１）公益的施設及び公設民営の業務施設等の施設整備事業
- （２）公益的施設に係る運営事業

- (3) 病院・介護施設等の公益的施設、業務施設及び住宅団地の立地のための用地取得及び造成事業（分譲価格を除いた費用）
- (4) 新たな復興拠点を含むまちづくりのための被災家屋等の解体及び撤去事業
- (5) 新たな復興拠点を含むまちづくりのための調査設計事業
- (6) 帰還及び再生に資するソフト事業
- 二 原子力災害からの復興に必要な拠点の充実に係る事業（県及び県から補助を受けた福島県内の市町村等が福島県内で実施する事業に限る。）
 - (1) 医療及び放射線対策に係る拠点施設整備事業
 - (2) (1) の施設に係る運営事業
 - (3) 医療及びエネルギー関連等に係る重点産業の進出支援事業
- 三 原発事故による風評被害対策事業
 - (1) 風評払拭促進拠点施設整備事業
 - (2) 教育旅行回復支援事業
 - (3) 風評払拭に資するソフト事業
- 四 前3号に掲げるもののほか、中間貯蔵施設の整備等による影響も含め、原子力災害による影響を強く受けた被災地域の復興や風評被害対策をはじめとした福島県全域の復興並びに地域の自立を効果的に進める事業として内閣総理大臣が承認した事業
- 2 福島原子力災害復興交付金事業の対象経費は、別表に定めるものとする。
- 3 次の各号に掲げる事業又は事務は、福島原子力災害復興交付金事業の対象とはならない。ただし、内閣総理大臣が承認した場合は、この限りではない。
 - 一 事業実施主体の運営に必要な人件費、賃借料その他の経常的な経費への充当を目的とする事業又は事務（第1項第一号（2）及び同項第二号（2）の事業を実施する場合の初期段階に係るものを除く。）
 - 二 専ら個人又は法人の負担に直接充当する事業又は事務及び専ら個人又は法人の資産を形成するための事業又は事務
 - 三 法律で補助率が規定されている費用補助の対象となるものに関する措置
 - 四 法律で補助率が規定されていない費用補助の対象となるものに関する措置
 - 五 国庫補助事業等の地方負担分へ充当する事業
 - 六 経理上の損失を補填する事業
- 4 福島原子力災害復興交付金事業は、中間貯蔵開始後30年以内において内閣総理大臣が定める日までの期間において実施するものとする。

（基金の造成）

第5条 基金の設置及び管理については、福島原子力災害復興交付金基金管理運営要領（以下「基金管理運営要領」という。）によるものとする。

(交付の申請)

第6条 県は、交付金の交付を受けようとするときは、様式第1による交付申請書に様式第2による執行計画書を添えて、内閣総理大臣に提出しなければならない。

(交付の決定)

第7条 内閣総理大臣は、前条の交付申請書の提出があったときは、その内容を審査し、速やかに交付金の交付の決定の内容及びこれに附した条件を記載した交付金交付決定通知書を県に通知するものとする。この場合において、適正な交付を行うために必要があるときは、交付金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて当該通知を行うものとする。

2 前条の規定による交付申請書が到達してから、当該申請に係る前項による交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は、30日とする。

(交付の条件)

第8条 内閣総理大臣は、前条第1項の規定による交付金の交付の決定をする場合において、次に掲げる各号につき条件を附するものとする。

- 一 基金造成を中止し、又は廃止する場合においては、内閣総理大臣の承認を受けるべきこと。
- 二 基金造成が予定の期間内に完了しない場合又は基金造成の遂行が困難となった場合においては、速やかに内閣総理大臣に報告してその指示を受けるべきこと。
- 三 基金管理運営要領の定めるところにより、福島原子力災害復興交付金事業に係る運営及び管理に関する基本的事項を公表すべきこと。
- 四 基金の額が福島原子力災害復興交付金事業の実施状況その他の事情に照らして過大であると内閣総理大臣が認めた場合又は内閣総理大臣が定めた基金の廃止の時期が到来したことその他の事情により基金を廃止した場合は、基金管理運営要領の定めるところにより、速やかに、交付を受けた交付金の全部又は一部に相当する金額を国に納付すべきこと。
- 五 前2号に掲げるもののほか、基金管理運営要領の定めに従い、福島原子力災害復興交付金事業を実施すべきこと。

(申請の取下げ)

第9条 県は、第7条第1項の通知を受けた場合において、当該通知書に係る交付金の交付の決定の内容又はこれに附された条件に不服があるときは、当該通知があった日から15日以内に交付金の交付の申請を取り下げることができる。

(交付金の支払)

第 10 条 県は、第 7 条第 1 項の規定により交付決定の通知を受けた後、交付金の支払を受けようとするときは、様式第 3 による支払請求書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の支払請求書の提出があったときは、速やかに支払うものとする。

(実績報告)

第 11 条 県は、交付金の交付を受け、基金の造成が完了したときは、完了の日から起算して 30 日を経過した日又は交付決定に係る国の会計年度の翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 4 による基金造成実績報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。交付金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合も、また同様とする。

(交付決定の取消し等)

第 12 条 内閣総理大臣は、次の各号のいずれかに該当する場合には、第 7 条第 1 項の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 県が交付金の交付決定の内容又はこれに附した条件その他法令又はこれに基づく内閣総理大臣の処分若しくは指示に違反した場合
- 二 県が交付金を第 2 条の目的以外の用途に使用した場合
- 三 前 2 号に掲げる場合のほか、交付の決定後に生じた事情の変更により、基金造成の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 内閣総理大臣は、前項の規定により交付決定の取消しを行った場合は、期限を定めて、当該取消しに係る額の返還を命ずるものとする。

3 県は、前項の規定により返還を命ぜられたときは、その命令に係る交付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該返還に係る金額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金を国に納付しなければならない。

4 県は、第 2 項の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、当該未納付額につき年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を国に納付しなければならない。

(基金の完了報告)

第 13 条 県は、計画されている福島原子力災害復興交付金事業が全て終了したとき又は福島原子力災害復興交付金事業の実施期間を経過したときは、その日から起算して 30 日を経過した日又は翌年度の 4 月 10 日のいずれか早い日までに様式第 5 による福島原子力災害復興交付金事業完了報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない。

附 則

この要綱は、平成 27 年 3 月 4 日から施行する。

別表

事業区分	対象経費
事業費	① 工事費 ② 用地費及び補償費 ③ 調査設計費 ④ 設備費 ⑤ 調査費、広報費及び研修費 ⑥ 維持運営費 ⑦ 事業運営費 ⑧ 付帯雑費 ⑨ その他必要な経費として内閣総理大臣が承認した経費
補助金	補助金
基金事業の遂行に必要な事務費	一般事務費